

埼玉版スーパー・シティプロジェクト庁内推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 本県における超少子高齢社会を見据え、コンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を含む、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、埼玉版スーパー・シティプロジェクト庁内推進会議（以下、「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進の基本に関する事項
- 二 埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進事業の調整に関する事項

(組 織)

第3条 庁内会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事とする。
- 3 副議長は、環境部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

(会 議)

第4条 庁内会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- 一 会議において、埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号）第10条第4号に定める情報に該当すると認められる事項を議題とする場合
- 二 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合

(コアプロジェクトチーム)

第6条 庁内会議に、次に掲げる事務を所掌するコアプロジェクトチームを設置する。

- 一 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの考え方の検討・整理に関する事項
 - 二 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの実現に向けた検討・調整・提案に関する事項
 - 三 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの実施・進行管理に関する事項
 - 四 埼玉版スーパー・シティプロジェクトに係る情報共有に関する事項
- 2 コアプロジェクトチームは、リーダー及びメンバーをもって組織する。
 - 3 コアプロジェクトチームのリーダーは環境未来局長の職にある者をもって充てる。
 - 4 コアプロジェクトチームのメンバーは、別表第2の職にある者をもって充てる。
 - 5 コアプロジェクトチームの会議は、リーダーが招集し、主宰する。

- 6 リーダーは、必要に応じ、検討事項ごとに一部の構成員により会議を開催することができる。
- 7 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(市町村事業化支援チーム)

第7条 庁内会議に、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに係る市町村事業の具体化に向けた検討・提案に関する事務を所掌する市町村事業化支援チームを設置する。

- 2 市町村事業化支援チームは、別表第3のメンバーをもって組織する。
- 3 市町村事業化支援チームの会議は、環境未来局長の職にある者が招集する。
- 4 環境未来局長の職にある者は、必要に応じ、検討事項ごとに一部の構成員により会議を開催することができる。
- 7 環境未来局長の職にある者は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 庁内会議の庶務は、環境部エネルギー環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

副知事（環境部を所管する職にある者を除く。）、警察本部長、教育長、公営企業管理者、下水道事業管理者、知事室長、各部長、会計管理者、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長
--

別表第2

計画調整課長、行政・デジタル改革課デジタル政策幹、地域政策課長、災害対策課長、エネルギー環境課長、産業創造課長、農業政策課長、県土整備政策課政策幹、都市計画課長、市街地整備課長、建築安全課長、住宅課長、その他リーダーが検討事案ごとにメンバーとなる必要があると認めた者

別表第3

環境未来局長の職にある者が市町村の事業ごとにメンバーとなる必要があると認めた者